



下水道使用料および  
農業集落排水施設使用料を改定します

7月徴収分(6月検針分)から、下水道使用料および農業集落排水施設使用料を下記のとおり改定します。本来、下水道使用料収入で賄うべき汚水処理に係る費用が賄いきれていない状況が続いているため、今回の改定となりました。

下表に基づいて算出した使用料の2か月分をまとめて1期分とし、水道料金と一括して請求します。(1円未満切り捨て)

なお、水道料金については消費税分のみの改定となります。

■下水道および農業集落排水施設使用料金表(1か月につき)

区分	使用水量	新使用料 (消費税8%を含む)	現行使用料 (消費税5%を含む)	現行使用料との差額		
				計	内訳	
					税抜き部分	消費税分
基本料金	10㎡まで	1,544.4円	1,312.5円	231.9円	180.0円	51.9円
超過料金 (1㎡につき)	10㎡超 20㎡まで	179.2円	168.0円	11.2円	6.0円	5.2円
	20㎡超 50㎡まで	216.0円	210.0円	6.0円	0.0円	6.0円
	50㎡超	248.4円	241.5円	6.9円	0.0円	6.9円

〈問い合わせ先〉下水道課 (☎ 82・1164)



高齢者福祉サービスをお知らせします

高齢者福祉サービスについてお知らせします。申請手続き等詳しくはお問い合わせください。

■紙おむつ等の介護用品支給

◎対象 介護の必要な65歳以上の高齢者(要介護3以上)や身体障害者手帳を持っている人で、住民税非課税世帯に属する人を常時介護している家族等  
※認知症の人も対象になる場合があります。

◎支給品 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、ドライシャンプー等

◎助成額 月額6,000円を限度

◎申請方法 申請先に申請書を提出

※6か月ごとに申請が必要です。

◎利用方法

市の指定した薬局等で、市の交付した利用券を提示して介護用品を受給

※入院中は利用できません。

■給食サービス

在宅の高齢者等に昼食を配達することで安否の確認を行います。

【日常支援型】

毎週月曜日から金曜日までの指定された日に昼食の配達を行います。

◎対象

- ・ひとり暮らしの65歳以上の高齢者
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ・身体障害者手帳を持っている人

◎利用料 1食350円～550円

※所得に応じて異なります。

【ふれあい型】

毎月2回昼食の配達を行います。申込みは地域の福祉員または民生委員にお尋ねください。

◎対象

- ・ひとり暮らしの83歳以上の高齢者

◎利用料 1食200円

〈問い合わせ・申請先〉高齢障害課 (☎ 82・1171)